摂津市高齢者等配食サービス業務委託仕様書

１．目的

この仕様書は、摂津市高齢者等配食サービス事業実施要綱に基づく事業の実施について、摂津市（以下「甲」という。）が配食サービス事業受託業者（以下「乙」という。）へ委託するにあたって必要な仕様を定めることを目的とする。

２．事業内容

（１）市が指定する利用者に対して、市が決定した曜日（平日）に、昼食として栄養のバランスのとれた食事（普通食）を訪問により提供する。受け渡し方法は原則手渡しとする。

※きざみ、カロリー・塩分調整食などの特別食について、事業者の対応可能とする場合は、特別食の内容及び価格について定め、本仕様書に記載する。

（２）訪問時に本人が不在の場合は再配達を行い、その際不在の場合は、本人、緊急連絡先、ケアマネジャー等へ連絡をして安否確認を行う。確認ができない場合は、甲へ報告を行う。不在の場合は持ち帰るものとする。

（３）配食サービスの実施状況や利用者の状態等を確認し、必要に応じて甲へ報告を行う。

３．利用対象者

市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者のうち、買い物や調理を行うことが困難な者であって、以下のいずれかに該当する者とする。

①おおむね 65 歳以上のひとり暮らし（昼間独居を含む）の者
②おおむね 65 歳以上の者のみの世帯に属する者
③重度の障害を有する者
④市長が必要と認めた者

４．委託料の請求・支払

１食あたり、上限８３２円（消費税及び地方消費税、その他食材費、人件費、配達料他すべての経費も含む。）とし、甲は利用者負担金４００円を控除した額を委託料として支払うものとする。

乙は１か月ごとに配食サービスの利用状況を取りまとめ、翌月末日までに委託料の請求書を甲へ提出するものとする。甲は、請求書を受け取った日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

５．利用者負担及び徴収

１食あたりの利用者負担金４００円を乙の責任のもと利用者から口座振替等により徴収するものとする。

６．委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

７．実施日及び実施時間

実施日は、月曜日から金曜日までとする。（祝日、12 月 29 日から１月３日までを除く）

配達時間は、おおむね午前９時から正午までとする。

８．配食数（１か月あたりの見込み）
令和９年度　４７５食、令和１０年度　５００食、令和１１年度　５２５食

９．配食中止や再開の受付
配食中止や再開の受付は、配食の前営業日までとし、利用者や家族、ケアマネジャーから直接受付けることとする。

１０．事業報告
（１）乙は、毎月末日までに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。
①月別の利用状況報告書（様式は任意）
②その他、甲が必要と認めるもの
（２）乙は、年度終了ごとに速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。
①年度事業実績報告書（様式は任意）
②その他、甲が必要と認めるもの

１１．安全・衛生・配送体制について
（１）乙は、原材料の取り扱い、調理、運搬配達等にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。
（２）乙は、業務を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関係法規を守ること。
（３）事故、食中毒等により配食が困難となった場合には、代替や代行等の措置をとることができるようにしておくこと。

１２．業務の改善等について
甲は本事業について調査することができるとともに、利用者からの要望、苦情に基づき、乙に対して業務の改善等を要請することができる。

１３・事故の処理等について
乙は受託業務に関し事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、その状況を甲に報告すること。また事故による一切の傷害及び責任は乙が負うものとする。

１４．協議事項
運営にあたり、この仕様書に規定するもののほか、事業の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が協議して決定するものとする。